

報酬改定に係る札幌市の取扱いについて

1 新たに受給者証に記載する加算等について

- ① 特別地域加算 訪問系サービス
- ② 重度障害者支援加算 短期入所
- ③ 人員配置体制加算 生活介護
- ④ 重度者支援体制加算 就労継続支援 A 型
- ⑤ 体験利用 共同生活介護及び共同生活援助
- ⑥ 視覚障がい者 訪問による自立訓練（機能訓練）
- ⑦ 地域生活移行個別支援特別加算 . . 施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助及び宿泊型自立訓練

短期入所については、4 月時点で、重度障害者支援加算の認定が間に合わず、受給者証に印字されていない可能性があることから、請求に当たっては、当該加算が認定されていないか本人又は保護者に確認すること。

2 短期入所の利用方法について

基本報酬の区分が変更
⇒詳細は別紙 1、2 参照

3 上限額管理加算の算定について

- ① 管理結果にかかわらず、加算の算定が可能になる（別紙 3、4）。
- ② 加算を算定した上で、上限額管理を行なう。

4 事業所の空き情報を提供する市ホームページの開設について

各事業所の空き情報・受け入れ可能状況等を閲覧可能なホームページを開設予定（今年度）
⇒空き情報等の提供について、5 月中旬を目途に、各事業所に協力を依頼する予定